

公募：自賠責保険料領収のキャッシュレス決済の導入

一般社団法人 日本損害保険協会
業務企画部自動車・海上グループ
(担当：杉山、大良、遠藤)

次のとおり公募を実施いたします。

1. 公募の概要

(1) 実現したい事項

代理店システム (e-JIBAI システム等)、自賠責保険契約管理共同プラットフォーム (以下「共同PF」) および保険会社システムと接続し、キャッシュレスによる決済スキームを構築する。
詳細は現在検討中。応募者への説明会で説明予定。

(2) 時期

2024 年度に運用開始を目標とする。運用開始に向け、2022 年 6 月から当協会内での決済スキーム検討に参画いただく。

(3) 参加会社

自賠責取扱会社。保険会社等 10~20 社による共通基盤を構築することを想定する。

2. 公募の参加資格

- (1) 当協会が求める回答形式に極力沿い、キャッシュレスによる決済スキームの提案を行えること。
- (2) 共同 PF 開発ベンダーをはじめ多岐にわたる関係者と調整・連携できること。(保険会社等、共同 PF 開発ベンダーは現在選定・調整中。)
- (3) 経営の状態又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保されるものであること。
- (4) 暴力団排除に関する制約事項に制約し、かつ遵守する者であること

3. 応募者への説明会

以下のとおり応募者には説明会を実施する (応募にあたり、説明会参加は必須)。説明会にて、当協会が希望するスキームの詳細および回答形式を提示する。なお、説明会参加にあたり、秘密保持契約の締結が必要。

※提案書の提出期限は 5 月上旬を予定しており、選定は 5 月下旬の予定。提案内容や評価方法も説明会で案内する予定。

(1) 説明会

開催日時：2022 年 4 月 5 日 (火) 10 時 00 分

開催場所：オンライン会議形式によるものとする (詳細は応募者に当協会より連絡する)。

(2) 応募期限

説明会への出席を希望する場合、出席予定者を 2022 年 3 月 31 日 (木) 17 時 00 分までに連絡先あてに申し込むこと。

4. 連絡先

一般社団法人 日本損害保険協会 業務企画部自動車・海上グループ (gyoki2@sonpo.or.jp)

連絡の際は件名に「公募：自賠責保険料領収のキャッシュレス決済の導入」に関する連絡である旨、明記すること。

以 上

暴力団排除に関する制約事項

当社は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、損保協会の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 役員等（役員または支店もしくは営業所の代表者等、経営に実質的に関与している者をいう）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて支担当等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、提案書の提出をもって誓約いたします。